○国土交通省告示第二百五十二号

函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　函館空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　函館空港内及びその周辺　北海道函館市
四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十五年運輸省告示第五百三十九号を参照。）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年三月三十一日

○国土交通省告示第二百五十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

第二項の表女満別ＶＯＲの項中「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」を「平成23年３月10日から供用再開」に改め、同表網走ＶＯＲの項を削り、同表花巻ＶＯＲの項中「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」を「平成23年３月10日から供用再開」に改め、同表北上ＶＯＲの項を削り、同表仙台ＶＯＲの項中「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」を「平成23年３月10日から供用再開」に改め、同表名取ＶＯＲの項及び台場ＶＯＲの項を削り、同表美保ＶＯＲの項及び出雲ＶＯＲの項中「平成22年12月16日から平成23年４月６日まで供用休止」を「平成22年12月16日から平成23年４月６日まで供用休止」に改める。

第三項の表美保タカンの項中「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」を「平成22年12月16日から平成23年４月６日まで供用休止」に改める。

第四項の表美保ＩＬＳの項中「平成21年12月17日から平成23年４月６日まで供用休止」を「平成23年４月７日から供用再開」に改める。

第五項の表女満別ＤＭＥの項中「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」を「平成23年３月10日から供用再開」に改め、同表網走ＤＭＥの項を削り、同表花巻ＤＭＥの項中「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」を「平成23年３月10日から供用再開」に改め、同表北上ＤＭＥの項を削り、同表仙台ＤＭＥの項中「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」を「平成23年３月10日から供用再開」に改め、同表名取ＤＭＥの項及び台場ＤＭＥの項を削り、同表出雲ＤＭＥの項中「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」を「平成22年12月16日から平成23年４月６日まで供用休止」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二項の表台場ＶＯＲの項、第四項の表美保ＩＬＳの項及び第五項の表台場ＤＭＥの項の改正規定は平成二十三年四月七日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十四号

福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　福岡空港　福岡県福岡市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第百二十七号を参照。）
イ　誘導路
延長　八千五百二十八メートル
ロ　エプロン
面積　六十一万二千八百七十一平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十三年四月七日

○海上保安庁告示第六十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	位置	所在地	光達距離	灯光	明高	点灯年月日	記事
長部港北防波堤灯台	北緯　三八―五九―三九 東経　一四一―三七―四五	岩手県陸前高田市（長部港北防波堤外端）	等明暗緑光　明二秒暗二秒	九一カンデラ	平均水面上から灯火まで二六メートル	平成二十三年二月六日	一　本灯は、生名橋橋梁灯（Ｌ二灯）と同期している。 二　愛媛県管理
生名橋橋梁灯（Ｌ二灯）	北緯　三四―一五―二七 東経　一三三―一一―一三	愛媛県越智郡上島町（生名橋北側面左側端）	等明暗緑光　明二秒暗二秒	九一カンデラ	平均水面上から灯火まで二六メートル	平成二十三年二月六日	一　本灯は、生名橋橋梁灯（Ｒ二灯）と同期している。 二　愛媛県管理
生名橋橋梁灯（Ｒ二灯）	北緯　三四―一五―二六 東経　一三三―一一―一七	生名橋橋梁灯（Ｌ二灯）の東南東方約一一〇メートル	等明暗赤光　明二秒暗二秒	九二カンデラ	五・〇海里 一二〇度から三〇〇度 平均水面上から灯火まで二六メートル	平成二十三年二月六日	一　本灯は、生名橋橋梁灯（Ｌ二灯）と同期している。 二　愛媛県管理
生名橋橋梁灯（Ｐ一灯）	北緯　三四―一五―二九 東経　一三三―一一―一〇	生名橋橋梁灯（Ｌ一灯）の西北西方約一一〇メートル	単閃黄光　毎四秒に一閃光				